

下田市教育委員会告示第 13 号

下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年 8 月 23 日

下田市教育委員会
教育長 佐々木 文夫

下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自転車による事故に備え、及び交通安全に関する意識の高揚を図り、もって自転車の安全な利用の促進に資することを目的に、自転車に係る損害賠償保険等の被保険者又は被共済者である中学生の保護者に対し、予算の範囲内において下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、下田市補助金等交付規則（平成 30 年下田市規則第 48 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車損害賠償保険等 自転車を利用する者がその利用により交通事故を起こして他人の生命又は身体を害した場合における被害に係る損害を補填することができる保険又は共済をいう。
- (2) 中学生 下田市立中学校に在籍する者で、自転車損害賠償保険等の被保険者又は被共済者であるものをいう。
- (3) 保護者 親権者、未成年後見人その他当該生徒を養育している者をいう。
- (4) 世帯 中学生の保護者が属する世帯をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、前条第 3 号に規定する保護者とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、中学生に係る自転車損害賠償保険等の保険料又は共済掛金に要する経費とする。

(補助金の額及び交付の制限)

第 5 条 補助金の額は、1 世帯につき補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、年額 1,000 円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一年度内に 1 回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、中学生が在籍する下田市立中学校の校長（以下「校長」という。）を經由して申請書を市長に提出することができる。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付決定通知書（様式第2号）又は中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

下田市長 あて

住 所
保護者名 ㊟
電話番号

中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金の交付を願いたく、下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱第6条の規定により申請及び請求します。

1 補償の対象となる生徒名

生徒名	生年月日	中学校名	学年
	年 月 日		年
	年 月 日		年
	年 月 日		年

2 自転車損害賠償保険等の内容

保険会社名	
保険証券番号	
補償の内容	賠償責任 万円 ・ 無制限
保険期間	年 月 日 ～ 年 月 日

(注)証券の写しを裏面に添付してください。

3 補助金申請・請求額 金 円也

(注)補助金の上限は1,000円です。ただし、自転車損害賠償保険等保険料の額が1,000円に満たない場合はその金額の半額を記入してください。

4 補助金振込先 以下に指定される振込口座を記入してください。

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名	銀行・信金・労金 農協・信漁連	本店・ 支店名	本店 支店(支所)
	預金種目	普通・当座	口座番号	
ゆうちょ銀行	(フリガナ) 口座名義	()		
	記号		※	番号
	口座名義人住所	(〒 -)		

*ゆうちょ銀行の記号で6桁目がある場合は※欄に記入してください。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

下田市長

中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金については、下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額

2 交 付 時 期

3 交 付 の 条 件

下田市補助金等交付規則及び下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

下田市長

中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金については、下記の理由により却下しましたので、下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 却下の理由

<教示>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に下田市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に限り、下田市を被告として（訴訟において下田市を代表する者は下田市長となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

下田市長

中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金については、下記のとおり、交付を取り消したので、下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 交 付 取 消 額
- 2 取 消 の 理 由

<教示>

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に下田市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に限り、下田市を被告として（訴訟において下田市を代表する者は下田市長となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

令和元年 10 月 1 日から自転車利用者の保険加入が義務化されます！

下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金

中学生の自転車に係る自転車損害賠償保険等加入費用に対し補助金を交付します。

中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金とは

静岡県では「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成 31 年 3 月 26 日に公布され、自転車利用者の保険加入が令和元年 10 月 1 日から義務化されます。それに伴い、下田市では中学生が補償対象となる保険加入に係る保険料等の一部に対し、保護者からの申請に基づき補助を行います。

◎補助内容

下田市立中学校に在籍している中学生が被保険者又は被共済者となる自転車損害賠償保険等の加入費用に対して補助します。

◎補助金額

1世帯につき、年額 1,000 円を上限として保険料等にかかる費用の 2 分の 1 を補助します。

◎申請までの流れ

<保険加入> 各ご家庭で、中学生が補償対象となる自転車損害賠償保険等にご加入ください。

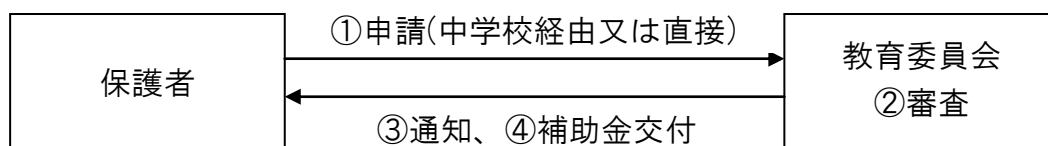
<申請書類> ・申請書兼請求書（指定様式、様式第 1 号）
※様式は市ホームページからもダウンロードできます。
・保険証書の写し（又はそれに代わるもの）
※①自転車損害賠償保険等に加入していること、②被保険者名、③保険期間、④保険料支払額が記載されたものを添付してください。

<申請先> 下田市立中学校在籍の方 ⇒ 通学されている中学校
※直接、教育委員会へ申請いただいても差し支えありません。

<申請期間> 令和 2 年 3 月 31 日（火）まで（土日祝日を除く）

◎補助金交付までの流れ

申請書の内容を審査の上、保護者へ通知し、指定された口座へ振り込みます。



◎問合せ先 ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せください。

下田市教育委員会 学校教育課 TEL：0558-23-3929 FAX：0558-23-5176

下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金 Q & A

Q 1 : 保護者は何をしなければならないのですか。

A 1 : 静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例では、「保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。」と規定されております（令和元年 10 月 1 日から施行）。

Q 2 : どのような保険がありますか。

A 2 : 保険の種類は大きく分けて

①人にかける保険

②自転車にかける保険

があり、人にかける保険については自転車保険という名称が付いているもののほか、自動車保険、火災保険、傷害保険の特約、学校 P T A が取り扱っている賠償責任保険等、様々な種類があります。

自転車にかける保険としては、自転車販売店で自転車の点検整備を受けた際につける T S マークに付帯する傷害保険と賠償責任保険があります。

Q 3 : どの保険に入っても補助金の交付対象となるのですか。

A 3 : 保険の内容が、自転車交通事故により相手方にケガなどをさせた場合にその損害を補償する保険であれば、自転車保険でも、自動車保険等の特約でも、学校 P T A で加入する保険でも、T S マークの付帯保険でも補助対象となります。

Q 4 : 中学生が 2 人（以上）いる場合はそれぞれ申請するのですか。

A 4 : 中学生が 2 人（以上）おられる場合は、申請書兼請求書（様式第 1 号）の「1 補償の対象となる生徒名」に連名で記載し、1 件の申請としてください。

補助金の対象は個人ではなく、1 世帯当たりです。なお、申請に際しては、兄弟どちらの学年で申請していただいても構いません。

Q 5 : 既に参加している保険も補助対象となるのですか。

A 5 : P T A 保険や火災保険の特約等、保険期間が長期のもので、保険期間が令和元年 10 月以降にかかっている場合は既に参加している保険も補助対象となります。

ただし、補助は 1 年につき、1 回限りとなります。

（例 1）保険期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 ⇒ 申請可

（例 2）保険期間 平成 29 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日 ⇒ 申請不可

例 1 の場合でも、お子様が中学 1 年もしくは中学 2 年の場合は、1 年に 1 回の申請とし、次年度も同じ保険内容で申請してください。

Q 6 : 補助金の申請期間はありますか。

A 6 : 申請は年度を通じて随時受け付けています。令和元年度分の補助金の受付は令和 2 年 3 月 31 日（火）までとなります。

Q 7 : 補助金の申請額は保険料を記載したら良いですか。

A 7 : 補助金額は1世帯につき、年額 1,000 円 を上限として保険にかかる費用(補助対象経費)の2分の1となります。

(例1) 中学生が1人の場合

- ① 保険料 1,000 円 ⇒ 申請・請求額 500 円
- ② 保険料 1,500 円 ⇒ 申請・請求額 750 円
- ③ 保険料 2,500 円 ⇒ 申請・請求額 1,000 円

(例2) 中学生が2人の場合

- ① 保険対象が“家族”の保険料 1,000 円の保険に世帯で加入
⇒ 補助対象経費 1,000 円 ⇒ 申請・請求額 500 円
- ② 保険料 2,000 円の保険に2人がそれぞれ加入
⇒ 補助対象経費 4,000 円 ⇒ 申請・請求額 1,000 円
- ③ 保険料 1,000 円の保険に2人がそれぞれ加入
⇒ 補助対象経費 2,000 円 ⇒ 申請・請求額 1,000 円
- ④ 保険料 600 円の保険に2人がそれぞれ加入
⇒ 補助対象経費 1,200 円 ⇒ 申請・請求額 600 円

考え方は、対象の中学生が1人でも複数でも同じになります。1世帯当たり 1,000 円を上限として、かかった保険料の2分の1の額(小数点以下切捨て)を申請してください。

Q 8 : 申請から補助金の交付まではどのくらいかかりますか。

A 8 : 申請していただいた翌月末に、申請書兼請求書に記載していただいた口座へ補助金を振り込みます(予定)。流れとしましては、申請していただいた後、教育委員会にて内容を確認し、交付決定の通知書を保護者様へ送付します(学校は経由しません)。通知書に補助金交付時期について記載しますが、基本は申請していただいた翌月末に補助金の交付となります。

※このQ & Aについて、不明な点などございましたら、下田市教育委員会学校教育課(TEL : 23-3929)へお問い合わせください。

静岡県自転車条例

「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

2019年4月1日施行



自転車の点検・整備

乗る前に必要な点検・整備を行きましょう!

自転車ルールとマナー

交通ルールを守って安全に利用しましょう!
夜間利用時にはライトをつけましょう!

自転車 保険加入義務化

自転車に乗る人 **2019年10月1日 施行**
全てが対象です!

児童・中学生の自転車通学時 乗車用ヘルメット 着用義務化

2019年10月1日 施行

静岡県

自転車保険に加入していますか？

(賠償責任保険)

～万が一の加害事故に備えて、ご家族で確認ください～

スタート!

◆下記の保険に加入している

- PTAや学校が窓口の保険
- ・小・中学生総合補償制度
- ・高校生総合補償制度
- ・全国高P連賠償責任補償制度 等

- 自動車の任意保険
- 火災保険 ○傷害保険
- 団体保険 ○共済
- クレジットカードの保険

いいえ
(わからない)

はい

はい

保険の内容を確認してください

個人賠償責任補償特約[※]が付いている

※名称は保険会社によって異なる場合があります。

はい

いいえ
(わからない)

自転車の加害事故による
損害賠償に **対応しています**

※ 契約内容によって自転車事故が補償の対象になっていない
可能性もあります。もう一度、ご自分の契約内容(補償内容、保険期間、
被保険者の範囲)をご確認ください。

.....
特約の追加で
対応できます

自転車向けの保険に加入している

はい

いいえ
(わからない)

TSマークに記入された
点検日からの経過期間が
1年以内

はい

はい

使用している自転車に
「TSマーク」が貼ってある

TSマーク

いいえ
(わからない)

いいえ
(わからない)

自転車の加害事故による
損害賠償に **対応していない** 可能性が高いです!